

円換算支払特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
 第2条 換算基準日
 第3条 支払通貨の選択および為替レート
 第4条 主契約の保険金の支払に関する取扱
 第5条 解約に関する取扱
 第6条 保険金額の減額に関する取扱
 第7条 払済保険への変更に関する取扱
 第8条 契約者貸付の取扱
 第9条 免責に関する取扱
 第10条 解除に関する取扱
 第11条 保険料の前納等に関する取扱

- 第12条 契約年齢および性別の誤りの処理に関する取扱
 第13条 据置支払に関する取扱
 第14条 主契約にリビング・ニーズ特約(04)またはナーシング・ニーズ特約(04)が付加されている場合の特則
 第15条 特約の解約
 第16条 特約の消滅
 第17条 主契約の規定の準用
 第18条 米ドル建特殊養老保険に付加した場合の特則
 第19条 主契約に円換算払込特約が付加されている場合の特則

円換算支払特約条項

(平成25年5月2日制定)

この特約の趣旨

この特約は、外国通貨建の主契約に付加することにより、主契約における保険金等の支払に関して、外国通貨を円に換算して取扱うことができるようにすることを目的としたものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）からの申出によって、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者（保険金、給付金または据置金を支払うときはその受取人。以下、本条において同じとします。）から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
 - 前項の規定によりこの特約を付加したときは、保険契約者に通知します。

(換算基準日)

- 第2条 円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日が会社が指標として指定する金融機関の休業日に該当するときは、その翌営業日とします。

(支払通貨の選択および為替レート)

- 第3条 保険契約者（保険金、給付金または据置金を支払うときはその受取人）は、第4条（主契約の保険金の支払に関する取扱）から第14条（主契約にリビング・ニーズ特約(04)またはナーシング・ニーズ特約(04)が付加されている場合の特則）までの規定による保険金等（以下「保険金等」といいます。）の支払の都度、外国通貨（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する取扱通貨とします。以下、同じとします。）で取扱うことまたは円に換算して取扱うことを選択することができます。
- 前項の規定により円に換算して取扱うことを選択した場合には、主約款の規定にかかわらず、会社は、外国通貨で支払うべき保険金等の金額を、換算基準日における会社所定の為替レートにより円に換算して、主約款の取扱いを行います。
 - 前項に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下まわることはありません。

(主契約の保険金の支払に関する取扱)

- 第4条 会社が主契約の死亡保険金または高度障害保険金の受取人に支払う主契約の死亡保険金または高度障害保険金の換算基準日は、必要な書類が会社に到着した日（以下「書類到着日」といいます。）とします。
- 会社が主契約の満期保険金の受取人に支払う主契約の満期保険金の換算基準日は、保険期間満了日の前営業日または書類到着日のいずれか遅い日とします。
 - 延長保険の生存給付金が支払われる場合、会社が給付金の受取人に支払う生存給付金の換算基準日は、延長期間満了日の前営業日または書類到着日のいずれか遅い日とします。

(解約に関する取扱)

- 第5条 主契約を解約する場合、会社が保険契約者に支払う解約返戻金の換算基準日は、書類到着日とします。

(保険金額の減額に関する取扱)

- 第6条 主契約の保険金額を減額する場合、会社が保険契約者に支払う保険金額の減額部分の解約返戻金の換算基準日は、

書類到着日とします。

(払済保険への変更に関する取扱)

第7条 払済保険へ変更し解約返戻金の残額を払いもどす場合、会社が保険契約者に支払う解約返戻金の残額の換算基準日は、払済保険への変更に関する書類到着日とします。

(契約者貸付の取扱)

第8条 契約者貸付を受ける場合、会社が保険契約者に支払う貸付金の換算基準日は、必要な書類が会社の本社に到着した日とします。

(免責に関する取扱)

第9条 被保険者の死亡が免責事由に該当したことにより死亡保険金を支払わない場合、会社が保険契約者に支払う責任準備金の換算基準日は、会社が支払処理を行った日とします。

(解除に関する取扱)

第10条 保険契約を解除した場合、会社が保険契約者に支払う解約返戻金または据置金の受取人に支払う据置金の換算基準日は、会社が支払処理を行った日とします。

(保険料の前納等に関する取扱)

第11条 保険料前納金の残額が払いもどされる場合、会社が保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払いもどす保険料前納金の残額の換算基準日は、書類到着日とします。ただし、第9条（免責に関する取扱）または第10条（解除に関する取扱）に規定する責任準備金または解約返戻金と同時に支払われる場合は、それぞれの換算基準日を適用します。

2 未経過保険料が払いもどされる場合、前項の規定を準用します。

(契約年齢および性別の誤りの処理に関する取扱)

第12条 契約年齢および性別の誤りの処理で会社が保険契約者に保険料を払いもどす場合、会社が保険契約者に払いもどす保険料の換算基準日は、書類到着日とします。

(据置支払に関する取扱)

第13条 据置支払を選択した場合、外国通貨でのみ据置きます。

2 据置期間満了の際、会社が据置金の受取人に支払う据置金の換算基準日は、据置期間満了日の前営業日または書類到着日のいずれか遅い日とします。ただし、据置期間中に据置金の受取人に支払う据置金の換算基準日は、書類到着日とします。

(主契約にリビング・ニーズ特約(04)またはナーシング・ニーズ特約(04)が付加されている場合の特則)

第14条 主契約にリビング・ニーズ特約(04)またはナーシング・ニーズ特約(04)（以下、本条において「リビング・ニーズ特約等」といいます。）が付加されている場合で、リビング・ニーズ特約等の特約保険金が支払われるときは、会社が特約保険金の受取人に支払う特約保険金の換算基準日は、書類到着日とします。

(特約の解約)

第15条 この特約のみの解約は取扱いません。

(特約の消滅)

第16条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

(主契約の規定の準用)

第17条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(米ドル建特殊養老保険に付加した場合の特則)

第18条 この特約が米ドル建特殊養老保険に付加されている場合には、第6条（保険金額の減額に関する取扱）中、「保険金額」は、「基本保険金額」と読替えます。

(主契約に円換算払込特約が付加されている場合の特則)

第19条 主契約に円換算払込特約が付加されている場合、第3条（支払通貨の選択および為替レート）第1項の規定にかかわらず、第9条（免責に関する取扱）または第10条（解除に関する取扱）の支払に関しては、円に換算して取扱うことを選択されたものとして取扱います。ただし、会社が保険契約者に対して免責または解除の意思表示を行った後、会社が支払処理を行うまでに、保険契約者または据置金の受取人から外国通貨での取扱いの申出があった場合には、この限りではありません。